

# 日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



第247号

## 【目 次】

EU下部機関としてのエネルギー規制者の協力のための機関（ACER）について……………1 中西 優美子	研究班の動き……………10
核燃料物質等の輸送に伴う損害に係る第三者に対する責任について……………4 森実 慎二	所員の異動……………11
	新着図書案内……………11

## EU下部機関としてのエネルギー規制者の協力のための機関（ACER）について

一橋大学大学院法学研究科教授 中西 優美子

### 1. はじめに

域内エネルギー市場、つまりEUにおける電力及びガスの自由化のために1990年代に第1次エネルギーパッケージ、2003年に第2次エネルギーパッケージ、さらに2009年に第3次エネルギーパッケージが出されてきた。各パッケージにおいて指令及び規則が採択されてきた。第3次エネルギーパッケージでは、2つの指令と3つの規則が採択された。前者の指令は、域内電力市場のための共通法規に関する指令2009/72（以下第3次電力自由化指令）と域内ガス市場のための共通法規に関する指令2009/73（以下第3次ガス自由化指令）である。第3次電力及びガス自由化指令は、直接適用性のある規則という形ではなく、その実施と手段の方法が構成国に任される指令の形をとっている。他方、3つの規則は、①エネルギー規制者の協力のための機関（Agency for

cooperation of Energy Regulators, 以下ACER）を設立する規則713/2009<sup>1</sup>、②電力の国境を越える交換のネットワークへのアクセス条件に関する規則714/2009及び③天然ガス伝送ネットワークへのアクセス条件に関する規則715/2009である。今回は、①ACERを取り上げることにする。

### 2. ACER

#### (1) ACERの設立

EUレベルのエネルギー機関の創設は、すでに第1次エネルギーパッケージに関する交渉の中で議論がなされた<sup>2</sup>。しかし、EUレベルの機関へ市場をモニターする権限を委譲することは当時構成国にとっては許容できないことであった。第3次エネルギーパッケージの準備段階において再度この事項が議論され、この時点では多くの構成国がその創設に賛同

した<sup>3</sup>。要は、構成国間の協力、とりわけ国内規制機関と送電システム運用者（Transmission System Operator, 以下TSO）のレベルでの協力を強化し電力及びガスのクロス・ボーダー取引の障害を取り除き、EUのエネルギー政策により追求される目的を達成することが必要であると考えられた<sup>4</sup>。

## (2) ACERを設立する規則713/2009

### a. 法的根拠

ACERを設立する規則713/2009は、EC条約95条（現EU運営条約114条）を法的根拠として2009年7月13日に採択された。同条は、域内市場の設立と運営を対象とする国内法令の平準化（approximation）のための措置を採択すると規定しているが、必ずしも国内法そのものの平準化のみならず、EU立法者に裁量を与えており、本規則のように新たにEUの下部機関を創設することも可能であると解されている<sup>5</sup>。もっとも、下部機関（Agencies）にどこまで権限を委譲できるか、同機関のコントロールをどのようにするかなどが民主的正統性の問題とかかわり、議論の対象となっている。

### b. EU機関との関係

規則713/2009において、ACERとEU機関との関係としては、欧州委員会との協力の上での監督（前文8段）、欧州議会及び欧州委員会への通知（前文8段）、欧州委員会及び他のEU機関への助言機能（前文11段）、ACERの欧州議会、理事会及び欧州委員会に対する責任（accountability）（前文24段）、ACER決定の際の欧州委員会の指針採択の権限（前文27段）、欧州議会、理事会及び欧州委員会に対する意見または勧告の発布（規則5条）、欧州委員会によるACERの活動評価（規則34条）等が規定されている。

### c. ACERの目的

規則713/2009は35か条から構成されている。ACERは、法人格を有するEUの下部機関である（規則2条1項）。ACERは、EUレベルでの規制ギャップを埋め、電力・ガスの域内市場の効果的な運営に向けて寄与することを目的にしている<sup>6</sup>。条文上は、ACERの目的は、第3次電力及びガス自由化指令で規定されている国内規制機関（national regulatory authorities, 以下NRA）を補佐することとなっている（規則1条2項）。

### d. ACERの行為形態

ACERの行為形態としては、①TSOに対し意見または勧告の発布、②NRAに対し意見または勧告の発布、③欧州議会、理事会または欧州委員会に対する意見または勧告の発布、④規則7条、8条及び9条に規定される特定事項における個別決定、⑤拘束力のない枠組指針の欧州委員会への提出がある（規則4条）。

### e. ACERの任務

任務としては、①NRAの任務を補完し、調整すること、②欧州ネットワークのルール形成を手助けすること、③特定分野について個別的な効力のある決定を行うこと、④EUの機関に助言をすること、⑤電力・ガスの域内市場を監督し、報告書を作成することがある。

とりわけ、①については、ACERは、作業プログラムまたは欧州委員会の要請に基づき、良い実行を共有するにあたってNRA及び市場プレーヤーを補佐するために勧告を出すことができる（規則7条2項）。また、ACERは、NRAが協力できる枠組を設定し、NRA並びに地域レベル及びEUレベルの規制機関間の協力を促進する（同条3項）。そのような協力に関し拘束力が要請されると考える場合にはACERは欧州委員会に適当な勧告を出す（同項）。さらに、NRAまたは欧州委員会の要請により、NRAによりとられた決定が第3次電力自由化指令及びガス自由化指令と合致しているかにつき事実に基づき意見を出す（同条4項）。もしNRAがその意見を4か月以内に遵守しない場合には、ACERは欧州委員会と当該構成国に通知する（同条5項）。②については、電力・ガスの域内市場が十分かつ効果的な結合のために必要なネットワークコードや計画を採択する（規則6条）。③については、ACERは、第3次電力及びガス自由化指令に規定されている場合、技術的な事項について個別的な決定を採択し（規則7条1項）、クロス・ボーダーインフラへのアクセス及びその運用の安全性のための期間と条件について決定する（規則8条）。④については、ACERは、欧州議会、理事会もしくは欧州委員会の要請、または、自らのイニシアティブに基づき、機関に意見または勧告をすることができる（規則5条）。⑤については、ACERは、欧

州委員会、構成国及びNRAを含む関連する国内機関と密接に協力し、電力・ガスの域内市場、特に小売り価格、ネットワークへのアクセス、第3次電力及びガス自由化指令に規定される消費者保護との遵守を監督する(規則11条)。また、その監督結果を年次報告書として公表する。さらに、卸売りエネルギー市場の一体性と透明性に関する規則1227/2011(REMIT)<sup>7</sup>が採択され、その下で、国内規制機関と密接に協力しながら市場の乱用を発見し、防ぐために卸売りエネルギー市場を監督する任務がACERに与えられた。具体的には、卸売りエネルギー市場及び他の関連するデータを収集・分析し、国内行動に指針を与え、欧州委員会に報告し、また、勧告することが含まれる<sup>8</sup>。

#### f. ACERの中の組織

ACERは、いくつかの組織(organization)から構成される(規則713/2009の3章)。<sup>①</sup>管理委員会(administrative board)、<sup>②</sup>規制者委員会(Board of Regulators)、<sup>③</sup>ディレクター(director)及び<sup>④</sup>不服申立委員会(Board of Appeal)となっている。

##### ① 管理委員会

管理委員会は、欧州委員会(2名)、欧州議会(2名)及び理事会(5名)により任命された9名のメンバーと代行者(alternate)から構成される(規則12条)。その任務(規則13条)は、ディレクターを任命し、規制者委員会の構成員及び不服申立委員会の構成員を正式に任命する。また、ACERが当該規則に沿って自己に与えられた任務の遂行を確保する。ACERの作業プログラムを採択し、また、多年次プログラムを採択し、必要な場合修正し、さらに、ACERの活動について年次報告書を採択し公表する。

##### ② 規制者委員会

規制者委員会は、各構成国NRAの1名の上級代表者及び投票権のない欧州委員会の代表者から構成される(規則14条)。規制者委員会の任務は、規則5条～9条に規定される意見、勧告及び決定につき、ディレクターに意見を出し、また、ディレクターの任務の遂行にあたってディレクターに指針を与える(規則15条)。

##### ③ ディレクター

ディレクター(規則16条)は、5年の任期(3年

延長することも可)で規制者委員会の意見に従い管理委員会により任命される。ディレクターは、規制者委員会の指針に沿って、また、規制者委員会の意見に基づき、行動する。ACERは、ディレクターにより運営される。ディレクターは、政府、欧州委員会及び私的・公的団体の指示を受けず、また、求めてはならない。ディレクターの任務(規則17条)は、規制者委員会の意見を受けた意見、勧告及び決定を採択すること、年次作業プログラムを実施することに責任をもつこと、ACERの運営を確保するために必要な措置をとること、作業プログラム案を準備すること等である。

##### ④ 不服申立委員会

不服申立委員会は、NRA、競争当局、または、関連機関の現在もしくは元職員の中から5年の任期で選ばれた6名及び6名の代行者から構成される(規則18条)。自然人または法人(NRAを含む)は、自己に向けられた規則7条、8条もしくは9条に規定された決定、または、他者に向けられた決定の形であっても直接及び個人的に関係する決定に対して不服申立をすることができる(規則19条)。不服申立委員会の決定または不服申立委員会に権利がない場合にACERによる決定を争うときは、取消訴訟を定めたEU運営条約263条に基づき一般裁判所または司法裁判所に提訴することができる(規則20条)。これまでのACERに関連する事件としては、オーストリアのNRA(E-Control)がACERを訴えたものが存在する<sup>9</sup>。他方、EU運営条約267条に基づく先決裁定付託制度については、これまで具体的な事件は存在しないが、ACERの行為は、EU機関の行為に属するため、その行為の解釈や有効性につき、国内裁判所が先決裁定を求めることは可能であると解される。

### 3. おわりに

ACERは、EU下部機関の1つであるが、欧州委員会の思惑とは異なり、技術的及び国境を超える事項に関して意思決定権限を付与するには至らなかったというコメントが存在した<sup>10</sup>。しかし、その後、上述したように、卸売りエネルギー市場の一体性と透明性に関する規則1227/2011が採択され、その下で、国内規制機関と密接に協力しながら市場の乱用

を発見し、防ぐために卸売りエネルギー市場を監督するという、新たな任務がACERに与えられた。限られた権限の中で期待される役割をACERが今後どのように担っていくかが注目される。

### 【注】

<sup>1</sup> OJ of the EU 2009 L211/1, Regulation No 713/2009 of the EP and the Council of 13 July 2009 establishing an Agency for the Cooperation of Energy Regulators; 関連サイトは, <http://www.acer.europa.eu/en/Pages/default.aspx> (最終アクセス2017年8月3日)

<sup>2</sup> Kim Talus, *Introduction to EU Energy Law*, 2016, Oxford University Press, p. 52.

<sup>3</sup> Ibid.

<sup>4</sup> Angus Johnston and Guy Block, *EU Energy Law*, 2012, Oxford University Press, p. 145 (5.57).

<sup>5</sup> Case C-66/04 UK v EP and Council, 6 December 2005, ECLI:EU:C:2005:743, para. 45; Case C-270/12 UK and EP and Council, 22 January 2014, ECLI:EU:C:2014:18, para. 102.

<sup>6</sup> Johnston and Block, note (4), p. 145 (5.58).

<sup>7</sup> OJ of the EU 2011 L326/1, Regulation No 1227/2011 of the EP and the Council of 25 October 2011 on wholesale energy market integrity and transparency.

<sup>8</sup> Talus, note (2), p. 54.

<sup>9</sup> Case T-671/15 E-Control v ACER, Order of 19 October 2016; Case T-63/16, E-Control v ACER, Judgment of 26 June 2017.

<sup>10</sup> Colin Scott and Imelda Maher, “Four meta-doctrines of regulatory accountability in the European Union”, in Carl Harlow, Päivi Leino and Giacinto della Cananea (ed.), *Research Handbook on EU Administrative Law*, 2017, Edward Elgar, p.263, p. 267.

(なかにし・ゆみこ＝一橋大学大学院法学研究科教授)

## 核燃料物質等の輸送に伴う損害に係る第三者に対する責任について

研究員 森実 慎二

### I はじめに

#### 1. 背景

日本では、福島第一原子力発電所の事故に伴い、一時は国内の全ての原子力発電所が停止するという状態が続いていたが、2015年8月の九州電力川内発電所を初めとして、運転を再開する事例が出てきている。実は、これらの再稼働に先行して、震災後初の海外から日本国内への核燃料の輸送として、2013年6月に、フランスからのMOX燃料が日本に到着している。徐々に再稼働が進んでいく一方で、廃炉が決定した発電所もあり、使用済燃料の輸送もまた行われるようになるものと思われる。

近年においては、原子力発電所自体の事故により生じた損害に対する賠償責任が話題に上ることが多かったが、安全・安定運転の継続や、高レベル放射性廃棄物の最終処分地<sup>1</sup>の問題が注目されるなか、使用済みのものも含めた核燃料や放射性廃棄物の輸送に伴う事故の可能性についてもまた今後、議論に上る可能性がある。そこで、本稿では、我が国の原子力損害賠償法制における、核燃料物質等の輸送に伴って輸送契約当事者外の第三者に損害が発生した場

合の責任について、主に輸送の場面に特有と思われる観点から概観する。

本稿では、日本の原子力事業者が「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」という。）2条1項5号<sup>2</sup>に定める「核燃料物質等」の輸送に伴う事故について賠償責任を負う場合を中心に扱うこととする。なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、あり得べき誤りは筆者個人に帰属する。

#### 2. 輸送手段等の概観

前提知識として、核燃料物質等の輸送は、どこからどこへどのような手段により行われているのか、原子力発電所の運転に係る例について見ておく。

まず、新燃料について見ると、核燃料の原料のウランが、産出国から海上輸送により日本国内の港湾に荷揚げされた後、陸上輸送により国内の濃縮工場等へ送られる。その後、再転換工場等を経て完成した燃料棒は、陸上輸送又は海上輸送により発電所へと搬入される。

他方、使用済燃料については、海上輸送により青

森県六ヶ所村の再処理工場へと運ばれる。また、過去に海外<sup>3</sup>に再処理を委託していた使用済燃料の再処理工程により生じた高レベル放射性廃棄物は、海上輸送<sup>4</sup>により日本へ送り返され、国内の港湾に荷揚げされた後、六ヶ所村の廃棄物管理施設へと搬入される。他に、低レベル放射性廃棄物も、海上輸送により上記の埋設施設へと搬入される。

なお、日本から海外の再処理工場へ向けての使用済核燃料の輸送は完了しており、現在は行われていない。

## II 輸送に伴う損害に係る第三者に対する責任

### 1. 国内輸送に係る事故に適用される法律及び賠償責任主体

原賠法2条<sup>5</sup>において「核燃料物質等の運搬」も「原子炉の運転等」に含むことと定められているため、日本の領域内で日本の原子力事業者が関与する核燃料物質等の輸送から生じた損害の賠償責任についても、発電所自体の事故から損害が発生した場合と同様に、原則として同法が適用される。したがって、原子力事業者が過失の有無を問わず賠償責任を負い（原賠法3条1項<sup>6</sup>に定められた「無過失責任原則」）、当該原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じない（原賠法4条<sup>7</sup>に定められた「責任集中原則」）ほか、その責任額に上限は設けられていない（「無限責任原則」）。

通常、物品の輸送においては、発送人、運送人、受取人の三者が関与することが考えられるが、原賠法4条が適用されることにより、当該物質の輸送を原子力事業者から受託したにすぎない運送人は、原則として責任を負わないこととなる。ただ、冒頭で見た例のように、核燃料物質等のある原子力事業者から別の原子力事業者に輸送するといった場合には、発送人、受取人ともに原子力事業者であるため、どちらが賠償責任を負うかという問題が一応考えられる。この点については、発送人の側が責任を負う旨が原賠法3条2項<sup>8</sup>に定められている。

また、海上輸送に係る損害賠償に関する法制という観点でみると、同条3項は、共同海損<sup>9</sup>や船舶衝突に係る損害賠償債権が1年で消滅時効にかかることと定める商法798条1項の規定や、船舶の所有者の責任を制限する特別法の規定の適用を排除している。な

お、後者の責任制限規定が排除されるということは、もちろん、船舶の所有者が無制限に責任を負う状態に復するというを意味するのではない。前述の原賠法4条により、船舶の所有者ではなく、原子力事業者が無制限に責任を負うのである<sup>10</sup>。

輸送の局面においては、実際に発生した事故について前述したように、輸送中の車両や船舶に、他の車両や船舶が衝突してくることも十分に考えられるが、過失による衝突の場合は、原賠法4条により、相手方は責任を負わない。また、同条の責任集中原則に対する例外として、原賠法5条1項<sup>11</sup>で、損害を賠償した原子力事業者には、故意に加害行為を行った自然人に対する求償権が認められているが、この場合の故意の対象は、単純に「衝突」という事実だけでは足りず、「原子力災害の発生」に対する故意が必要と解されている<sup>12</sup>。

この賠償責任を負う主体に関する規定は、いく度かの改正を経ている。昭和46年の法改正以前は、原子力事業者間の核燃料物質等の運搬については、受取人が責任を負うことになっていたものを、原則として発送人の責任とするよう改めるとともに、特約によって責任を移転することを許容した。責任主体に係る原則を変更した理由としては、発送人側の方が当該核燃料物質等やその梱包について受取人よりも十分に知り得ていること、また損害保険に付するなどの賠償措置を講じるにあたっては発送人の方が実務上有益であること、などが挙げられている<sup>13</sup>。

また、日本は、2017年に「原子力損害の補完的な補償に関する条約」（以下「C S C条約」という。）に加盟したが、この条約では、上記の責任移転に係る特約は、書面で行うべきものとされているため、これと整合を取るように、原賠法5条2項に定める求償権行使も書面主義へと改正された<sup>14</sup>。

### 2. 国際輸送に係る事故の場合の賠償責任の主体

上記「1」では、日本の領域内で事故が発生した場合の責任主体について述べたが、冒頭に挙げたような海外から日本へ核燃料物質等が海上輸送される例では、外国の原子力事業者も輸送の当事者として関与することになる。しかし、日本で原子力事業に係る許可を受けていない外国の原子力事業者は、原賠法5条に定める原子力事業者には該当しない。し

たがって、この場合、原賠法3条の規定のうち、「原子力事業者間の」輸送について定めた2項は適用されず、1項のみが適用されると解される。そしてこの場合、輸送の途上で生じた原子力損害については、その輸送が「付随してする」（原賠法2条）と考えられる「原子炉の運転等」に係る原子力事業者が責任を負うと解されている<sup>15</sup>。ただし、後述するように、ケースによっては準拠法が異なり、別異の取扱いがなされることもあり得る。

なお、前述したように、日本はC S C条約に加盟しているため、賠償責任の主体の決定についても、日本とC S C条約締結国との間では、基本的に同条約が適用される。具体的には、C S C条約附属書3条1項<sup>16</sup>において、核燃料物質等の国際輸送では、原子力施設から他の原子力施設に輸送される核物質等に係る原子力事故については、契約等に別段の条件が定められていない限り、核物質の管理が移転するまでの間は発送者である原子力施設の事業者が責任を負うこと等が規定されている。ただし、日本は、国内法令に従った運用を可能とするために同条約加盟に際していくつかの留保を付している。そのうちの 하나가輸送中の事故に係る賠償責任主体に関するものであり、具体的には、日本の領域内等において生じた輸送中の核物質に係る原子力事故については、C S C条約の規定を適用せず、原賠法に基づいて日本の原子力施設の事業者が責任を負うこととしている。それ以外の領域における事故については、C S C条約締結国との関係では同条約が適用されることになるが、具体的な取扱いは、前述の附属書3条1項に定められている。

### 3. 国際輸送に係る事故の場合の裁判管轄

国際輸送に係る事故の場合には、事故が外国の領域で発生する可能性もあり、外国民が損害を被る可能性は発電所自体の事故に比して高いと考えられるため、そのような場合に問題となると思われる裁判管轄についても概観しておきたい。

原則的な扱いは次の(1)から(3)のようになる<sup>17</sup>。

#### (1) 日本の領海内で起きた原子力事故

日本の裁判所が裁判管轄を有し、原賠法が適用される。ただし、この場合でも、外国に損害が及んだ場合、被害者は、日本の原賠法によることなく、損

害を被った国の裁判所で、輸送関係者に賠償を請求することができ、当該国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則である。

#### (2) 輸送経路上の外国の領海内で起きた原子力事故

被害者は損害を被った国の裁判所で、輸送関係者に賠償請求することができ、当該国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則である。

#### (3) 公海で起きた原子力事故

公海で起きた事故が外国の領海もしくは領土内に波及して損害を被った場合、あるいは公海にある外国船籍の船舶上で損害を被った場合は、当該被害者は損害を被った国、又は被害者の国の裁判所で、輸送関係者に賠償請求することができ、当該国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則である。

以上の原則は日本の民事訴訟法に基づくものであり、被害発生国の法制度によってはこれと異なる取扱いとなる場合も考えられるが、世界的にも日本と同様の法制度を採用している国が一般的であるといわれている<sup>18</sup>。

なお、被害が発生した国又は船籍国がC S C条約締約国の場合は、同条約13条<sup>19</sup>が適用される。

### 4. 国際輸送に係る事故の場合の準拠法

日本の民事訴訟法上の原則としては、「法の適用に関する通則法」17条に従い、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法によるが、仮に被害発生国に原賠法がある場合でも、どの国の原賠法も一般的には、日本のそれと同様に、自国の認可を取得していない他国の事業者は適用対象とならないため、一般的な不法行為法が適用されることになるものと考えられる（上記「3(1)～(3)」も、このような考え方による。）。ただし、これも日本の民事訴訟法に基づく考え方であり、被害発生国の法制度によっては、これと異なる取扱いとなる場合もあり得る。

なお、被害が発生した国又は船籍国がC S C条約締約国の場合は、同条約14条<sup>20</sup>が適用される。

### 5. 保険

原賠法6条<sup>21</sup>により、原子力事業者は、損害賠償措置を講じずに原子炉の運転等をしてはならない旨が定められている。そして、前述したように、「輸

送」も「原子炉の運転等」に含まれることから、原子力事業者は、核燃料物質等の輸送に当たっても損害賠償措置を講じる必要がある。当該措置は、原賠法7条1項<sup>22</sup>により、「原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託」と定められており、原子力事業者は国との間に補償契約を締結する（又は供託をする）ことに加え、別途、保険事業者との間に保険契約を締結しなければならない。ここでは、この保険について簡単に述べる。

まず、日本の領域内で発生した事故から生じる損害は、「原子力施設賠償責任保険」に附帯して引き受けられる「国内輸送危険担保特約」によって担保される。国際間の輸送においても、事故が日本の領域内で発生した限りにおいては、本特約の対象となる。

これに対し、日本の領域外で発生した事故から生じる損害の担保については、別個の「原子力輸送賠償責任保険」契約を締結することとなる。この保険においては、被保険者は、日本の領域外の地域の事業者から核燃料物質等を受領する日本の原子力事業者だけでなく、その事業関係者も含まれる。これは、上記「4」で述べたように、海外においては日本の原賠法が適用されるわけではないことにより原子力事業者への責任集中が完遂されない場合に備えるものである。仮に、このリスクについて関係者各自が別個の保険を締結しようとする、同一の事故に対し複数の保険契約が併存することとなり、結果として保険会社の引受け能力を最大限有効に活用できない場合も考えられるため、複数の関係者の責任を一契約で担保しようというものである<sup>23</sup>。

### III むすびにかえて

以上、概略的に核燃料物質等の輸送に伴う損害に係る第三者に対する責任について述べてきたが、管轄裁判所や準拠法に関しては、被害発生国の法制度によっては当事者の事前の予測の範囲を超える事態が生じる可能性が多分にある。ただ、この点については、日本が加盟したCSC条約の加盟国が増加すれば、それに応じて同一のルールに服する地理的範囲が拡大していき、ある程度はリスクが低減されていくものとも考えられる。

また、昨今、国際的なテロ活動が活発化している状況に鑑み、気がかりな点もある。かつては、国際間の海上輸送中の核燃料について核兵器転用を目的としたテロ集団による盗取のリスクが議論されたが、海外から日本へ返還されるガラス固化体については核兵器に転用することはできない。とはいえ、いわゆる「ダーティーボム<sup>24</sup>」への転用リスクは依然として残っている。この点に関連して、原賠法3条1項ただし書において、「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じた」損害は、事業者の対応能力の限界を超えるものとして責任を免除されているが、一般に、この「社会的動乱」にテロは含まれないと解されている<sup>25</sup>。しかし、今日では、国家に対しても戦闘行為を継続し得るほどに高度に組織化、武装化されたテロ集団も存在している。そのようなテロ集団による攻撃により発生した損害の賠償責任は、誰が負うべきなのか、今一度、議論すべき時に来ているのではないだろうか。

### 【注】

<sup>1</sup> 2017年7月28日に高レベル放射性廃棄物の最終処分場に係る「科学的特性マップ」が経済産業省から公表された。その中で最終処分場としての好適度が4段階に区分されて示されているが、「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い」地域の中から、さらに輸送の容易性の観点に基づき、最も好適な地域として、「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高く、海岸から近いため輸送面でも好ましい」地域が別個に区分されている。

<sup>2</sup> 原賠法2条1項5号。

「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の廃棄」

<sup>3</sup> 過去においてイギリス及びフランスの再処理事業者に委託していたが、フランスからの高レベル放射性廃棄物の返還は既に終了しており、イギリスからの返還だけが残っている。なお、今後、フランスからは低レベル放射性廃棄物の返還が行われる予定である。

<sup>4</sup> 過去の輸送経路は、大きく①パナマ運河経由、②喜望峰／南西太平洋経由、③南米／ホーン岬経由の3つに分類される（日本原子力文化財団原子力エネルギー図面集2016 8-3-5「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）変換・受入実績」より）。

<sup>5</sup> 原賠法2条1項

「この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。

一 原子炉の運転

二 加工

三 再処理

四 核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の廃棄」

<sup>6</sup> 原賠法3条1項

「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。」

<sup>7</sup> 原賠法4条

「前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」

2 略

3 原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法（明治32年法律第48号）798条1項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）及び製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定は、適用しない。」

<sup>8</sup> 原賠法3条2項

「前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは当該原子力事業者間に書面による特約がない限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」

<sup>9</sup> 「共同海損 1 意義・効果 船長が船舶及び積荷について生じた共同の危険を免れるために、船舶か積荷かについてした処分によって生じた損害及び費用をいう〔商788〕。狭義の海損のうち、単独海損でないもの。船舶及び積荷は危険共同団体を構成しており、そのような危険共同団体が海上危険に遭遇した場合に、船舶又は積荷の一部の犠牲において自力で全体の利益を保存するための処分（例えば積荷の放棄、船舶の乗上げ）を認め、そのような処分によって生じた損害は、危険共同団体を構成している船舶・積荷などについての各利害関係人により（保存された船舶・積荷の価格、運送賃の半額及び共同海損となる損害額によって）、公平に分担される〔商789～793〕」（有斐閣「法律学小辞典」より）。

<sup>10</sup> 今野和寿「核燃料等の輸送に関する責任」『「日本の原子力損害賠償制度」—原燃サイクル研究班63年度報告書—』（日本エネルギー法研究所、1989年）93頁。

<sup>11</sup> 原賠法5条

「1 第3条の場合において、他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき（当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。）は、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。」

2 前項の規定は、求償権に関し書面による特約をすることを妨げない。」

<sup>12</sup> 今野・前掲注10 93頁。

<sup>13</sup> 平井和男「核燃料物質の輸送に伴う原子力損害賠償責任保険(1)」『損害保険研究』（損害保険事業総合研究所、1973年）59頁。

<sup>14</sup> 第187国会文部科学委員会（2014年10月31日）会議録より。

<sup>15</sup> 谷川久「付属書」『原子力損害の補完的補償に関する条約各条の解説及び法的問題点の検討—平成21～22年度原子力損害法制検討班報告書—』（日本エネルギー法研究所、2012年）69頁。

<sup>16</sup> C S C条約附属書3条

「1 原子力施設の事業者は、原子力損害が次のいずれかの原子力事故により生じたことが立証される場合には、当該原子力損害について責任を負う。ただし、当該原子力損害が、当該原子力施設内における原子力事故であつて、核物質の輸送に付随して当該原子力施設内に貯蔵されている当該核物質に係るものにより生ずる場合において、(b)又は(c)の規定により他の事業者又は他の者のみが責任を負うときは、(a)の規定は適用しない。

(a) 当該原子力施設内における原子力事故

(b) 当該原子力施設から搬出され、又は当該原子力施設に由来する核物質に係る原子力事故であつて、次のいずれかの時期に生ずるもの

(i) 書面による契約の明示的な条件に従い、他の原子力施設の事業者が当該物質に係る原子力事故について責任を負うこととなる前

(ii) (i)に規定する明示的な条件がない場合は、他の原子力施設の事業者が当該核物質を管理することとなる前

(iii) 推進の目的であるか他の目的であるかを問わず、動力源として用いるため輸送手段に設置する原子炉において当該物質が使用される予定である場合には、当該原子炉の運転について正当に権限を与えられた者が当該核物質を管理することとなる前

(iv) (i)から(iii)までの規定にかかわらず、この条約の非締約国の領域内の者に当該核物質が送付される場合には、当該非締約国の領域内に到着した輸送手段から当該核物質が取り卸される前

(c) 当該原子力施設へ送付される核物質に係る原子力事故であつて、次のいずれかの時期に生ずるもの

(i) 書面による契約の明示的な条件に従い、当該原子力施設の事業者が当該核物質に係る原子力事故についての責任を、他の原子力事業者から引き継いだ後

(ii) (i)に規定する明示的な条件がない場合は、当該原子力施設の事業者が当該核物質を管理することとなった後

(iii) 推進の目的であるか他の目的であるかを問わず、動力源として用いるため輸送手段に設置する原子炉を運転する者から当該原子力施設の事業者が当該核物質の管理を引き継いだ後

(iv) (i)から(iii)までの規定にかかわらず、当該原子力施設の事業者の書面による同意を得てこの条約の非締約国の領域内の者から当該核物質が送付される場合には、当該非締約国の領域内から当該核物質を輸送する輸送手段に当該核物質が積み込まれた後」

<sup>17</sup> (1)から(3)は、一般社団法人日本原子力産業協会編『あなたに知ってもらいたい原賠制度2013年度版』（2014年3月）43頁の記述を基に、筆者が要約した。

<sup>18</sup> 一般社団法人日本原子力産業協会編・前掲注17 33頁。

<sup>19</sup> C S C条約13条



「1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、当該原子力事故が自国内で生じた締約国の裁判所に専属する。」

2 原子力事故が、締約国の排他的経済水域又は排他的経済水域を設定していない締約国については仮に当該締約国が排他的経済水域を設定した場合における当該排他的経済水域の限界を越えない水域において生じた場合には、当該原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、この条約の適用上、その締約国の裁判所に専属する。前段の規定は、当該締約国が原子力事故に先立ってそれらの水域を寄託者に通報した場合に適用する。この2のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む海洋に関する国際法に反する方法で管轄権の行使を許容するものと解してはならない。もっとも、この条約の締約国でない国との関係において、締約国による同段に規定する管轄権の行使がウィーン条約第11条又はパリ条約第13条の規定に基づく当該締約国の義務に反する場合には、管轄権は、これらの規定に従って決定される。

3 原子力事故が生じた場所が締約国の領域内若しくは2の規定に従って通報された水域でない場合又は原子力事故が生じた場所を確定することができない場合には、当該原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、施設国の裁判所に専属する。

4 原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権が複数の締約国の裁判所に存する場合には、これらの締約国はいずれの締約国の裁判所が裁判管轄権を有するかを合意により決定する。

5, 6及び7 (略)

<sup>20</sup> C S C条約14条

「1 一の原子力事故に対しては、ウィーン条約若しくはパリ条約又はこの条約の附属書のいずれかが、場合に依り他を排除して適用される。」

2 この条約、ウィーン条約又はパリ条約のいずれかの規定が場合に依りて適用される場合を除くほか、準拠法

は権限のある裁判所が属する国の法令とする。」

<sup>21</sup> 原賠法6条

「原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。」

<sup>22</sup> 原賠法7条1項

「損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、（以下、略）」

<sup>23</sup> 保険に関する記述については、徳常泰之「原子力保険の種類に関する一考察」關西大學商學論集55巻1・2合併号 59～79頁の69頁を参考にした。

<sup>24</sup> 「放射性物質をダイナマイトなどの爆発物と一緒に爆発させることで放射性物質をばらまく爆弾。ダーティーボムの放射性物質それ自体は連鎖反応は起きず、爆発性はない。核爆発による直接かつ強力な殺傷能力とは異なるが、放射性物質の拡散とそれに伴う被爆による人身と環境の被害、一定区域が放射性物質により汚染されることによる長期にわたる立入り禁止措置と汚染物質の除去等に伴う経済的被害、放射線に対する住民の恐怖心の惹起による社会的混乱及びこれらを前提とした脅迫の恐れがある。通常の原子爆弾に比べると、ダーティーボムの人体への影響は非常に小さい。」（経済産業省資源エネルギー庁、原子力発電環境整備機構（NUMO）主催「全国シンポジウム「いま改めて考えよう地層処分」 in高松～処分地の適性と段階的な選定の進め方～開催概要」（2015年10月15日）より）。

<sup>25</sup> 第171回国会 参議院文教科学委員会（2009年4月9日）政府参考人（藤木完治）答弁

「今の国際的な一般的な理解といたしましては、テロによる破壊行為については第一義的には事業者がこれは責任を負うものというふうな理解がされているのではないかと思います。」

**研究班の動き** (6・7月)**原子力損害賠償に関する法的論点検討班**

7月26日の第3回研究会では、日本電機工業会原子力部長の多田伸雄様より「次世代炉の開発について」というテーマでご報告いただいた。これまでの軽水炉開発の方向性、原子力の世代について概観した後、近年の原子力発電に対するニーズを踏まえた次世代炉（第4世代炉）の特徴、及び諸外国の開発状況についてご報告いただいた。

**エネルギーに関する国際取決めの法的問題検討班**

6月16日の第3回研究会では、中西研究委員より「EUとシンガポール間の自由貿易協定のためのEUと構成国間の権限配分—投資を中心に—」というテーマでご報告いただいた。リスボン条約により付与されたEUの共通通商政策の権限の範囲について、特に、貿易事項のみならず投資、環境、社会保護等幅広い事項を包含する「新しい世代(New generation)」の自由貿易協定の締結においてEUは排他的権限を有するののかという論点について、EU司法裁判所の意見を素材に整理、検討した。

7月21日の第4回研究会では、林研究委員より「ガス事業の自由化とEU競争法」というテーマでご報告いただいた。改正ガス事業法による大手都市ガス会社のガス導管事業分社化に伴い生じ得る競争法上の諸問題について示唆を得るべく、EUにおける第三次ガス市場指令の内容について概観するとともに、EUガス事業分野において競争法が適用された具体的事例（主に市場支配的地位の濫用事例）について整理、検討した。

**環境に関する法的論点検討班**

6月28日の第2回研究会では、小路研究員より「近時の環境民事差止仮処分の動向」というテーマで報告した。高浜原子力発電所3・4号機再稼働禁止仮処分保全抗告事件に係る仮処分取消決定（大阪高裁）を中心に、伊方原子力発電所3号機運転差止仮処分命令申立事件に係る却下決定（広島地裁）、玄海原子力発電所3・4号機再稼働差止仮処分申立

事件に係る却下決定の3件の決定を取り上げ、各決定における、原子力発電所運転差止仮処分（民事）における司法審査や新規規制基準のあり方などについての判断を比較・検討した。

**公益事業に関する規制と競争政策検討班**

7月28日の第3回研究会では、電力中央研究所社会経済研究所スタッフ上席研究員の丸山真弘様より「欧州における電気事業制度を巡る現状と課題～2016 Winter Packageを題材に～」というテーマでご報告いただいた。欧州のエネルギーパッケージやEnergy Union構想等を概観した後、2016 Winter Packageを題材として、安定供給等をめぐる問題や日本への示唆等について検討した。

**再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班**

7月7日の第6回研究会では、青木研究委員より「自然公園法における「自然風致景観利益」：葛城市クリーンセンター建設許可差止訴訟の検討を中心に」というテーマでご報告いただいた。国定公園内で建設予定の一般廃棄物処理施設をめぐる、自然公園法に基づく行為許可の差止めが争われた訴訟において、「自然環境に起因する音、香り、清浄な空気等」は、同法が保護する「優れた風致景観」に含まれ、また個々人の個別的利益としても保護すべきであるとして、地域住民の原告適格を認めた判決から、自然環境における景観利益とは何か、また、再生可能エネルギー発電施設の立地にどのような影響を与えるのかという点について検討した。

**原子力安全に関する法制度検討班**

7月25日の第3回研究会では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構参与の豊永晋輔様より「前橋地裁判決（国家賠償責任部分）について」というテーマでご報告いただいた。前橋地裁判決について国の規制権限不行使に焦点を当て概観した後、原告らが主張する結果回避措置は詳細設計に関する問題なのか等について検討した。

所員の異動
-------

所員の異動がありましたので、お知らせいたします。

(事務課長異動)

(就任)

富田 伸介 (7月1日付)

(研究員異動)

(転出)

瀧口 洋平 東北電力株式会社  
東京支社  
総務課へ

(7月1日付)

(転入)

高橋 一正 東北電力株式会社  
青森支店  
お客さま本部 (生活提案) より

(7月1日付)

(転出)

小路 智也 北陸電力株式会社  
総務部  
法務室訟務チームへ

(7月1日付)

(転入)

勢藤 耕平 北陸電力株式会社  
お客さまサービスセンター  
受付担当より

(7月1日付)

新着図書案内
--------

(6・7月)

書名	著者	出版社
米国エネルギー法の研究 経済規制と環境規制の法と政策	草薙 真一	白桃書房
安全基準はどのようにできてきたか	橋本 毅彦 編	東京大学出版会
独占禁止法とフェアコンミ ー—公正な経済を支える経済法秩序のあり方	舟田 正之, 土田 和博 編著	日本評論社

日本エネルギー法研究所月報（隔月発行）

2017. 8. 31 Vol. 247

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会  
〒141-0031 東京都品川区西五反田7-9-2  
KDX五反田ビル8F  
電 話 03-6420-0902（代）  
U R L <http://www.jeli.gr.jp/>  
e-mail [contact-jeli@jeli.gr.jp](mailto:contact-jeli@jeli.gr.jp)  
印 刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。